

京都市児童養護施設措置児童等私立高等学校入学金等給付規則を廃止する規則を公布する。

令和7年4月1日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 9 号

京都市児童養護施設措置児童等私立高等学校入学金等給付規則を廃止する規則

京都市児童養護施設措置児童等私立高等学校入学金等給付規則は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による廃止前の京都市児童養護施設措置児童等私立高等学校入学金等給付規則第5条の規定により給付の申請があった同規則第2条第3号に規定する入学金等については、なお従前の例による。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)